

# 令和6年10月入学者の みなさんへ

## 【社会人学生用】

### 入学料免除及び徴収猶予申請について

#### 注意事項

入学料免除・徴収猶予申請者は、申請結果が通知されるまで、入学料の納付が猶予されます。申請結果の通知より前に入学料を納付した場合は、入学料免除・徴収猶予申請を辞退したものと扱いますので、十分注意してください。一度納付した入学料は返還できません。

- ・「入学料免除願・入学料徴収猶予願」提出期間：入学手続期間中
- ・書類提出期間：令和6年10月3日(木)～令和6年10月10日(木)17時まで  
(土曜日、日曜日は受付を行いません。)

不明な点等がありましたら、山口大学学生支援課学生サービス係  
(電話番号：083-933-5611、E-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp)まで  
早めにお問い合わせください。

## 1 入学料免除及び徴収猶予制度について

### (1) 入学料免除申請対象者

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することができます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2 入学前 1 年以内（令和 5 年 10 月から入学手続時までの間）に、以下の理由により入学料の納付が困難となった者
  - ・学資負担者が死亡した場合
  - ・日本国内で風水害等の災害を受けた場合

### (2) 免除額

免除額は、入学料の全額または半額です。

### (3) 入学料徴収猶予申請対象者

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することができます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2 入学前 1 年以内（令和 5 年 10 月から入学手続時までの間）に、以下の理由により入学料の納付が困難となった者
  - ・学資負担者が死亡した場合
  - ・日本国内で風水害等の災害を受けた場合

### (4) 猶予額

猶予額は、入学料の全額です。

## 2 入学料免除・徴収猶予申請手順

### (1) 「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出 **(入学手続期間中)**

「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出がない場合は、申請を受け付けることができません。

### (2) 必要書類の準備

入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、山口大学HP上『令和6年度後期山口大学授業料免除申請のしおり』(令和6年7月以降掲載予定)で確認してください。

※入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、授業料免除のものに準じます。

※『令和6年度後期山口大学授業料免除申請のしおり』QRコード

山口大学HP > 在学生の方 > 学生生活の手引き > 各種手続き  
(入学料、授業料、奨学金、証明書等) > 入学料・授業料



・家庭状況等によっては、後日、書類の提出を追加で依頼をすることがあります。書類の追加提出を求められた場合は、**本学が指定する期限までに必ず提出**してください。

・社会人学生のほとんどの方が必要になる書類を以下に示します。

- ・「本人調書」(自筆で記入をお願いします。)
- ・令和6年度(令和5年中の所得が記載してある)同一生計家族全員分の「所得・課税証明書」(原本)
- ・令和5年分「源泉徴収票」(コピー)
- ・令和5年分「確定申告書(第1・第2・第3表)」(コピー)
- ・健康保険証・父母等の扶養に入っていないことの証明(父母等の「源泉徴収票」のコピー、「生活状況申告書」(様式あり)(独立生計者の場合))

※A4 サイズよりも大きい書類・小さい書類は貼付用紙(HPよりダウンロード可能)に貼って提出してください。

### (3) 書類提出（郵送）（受付期間中）

・以下①～④の書類を受付場所に提出（郵送）してください。

- ①（2）で準備した必要書類
- ②「本人調書」（自筆で記入したもの）
- ③「入学料免除・徴収猶予申請票」
- ④結果通知用返信用「長形3号」封筒（簡易書留のため460円切手貼付）

※令和6年10月からの郵便料金です

※令和6年10月10日(木)までに必ず届くよう、郵送期間を十分考慮のうえ発送してください。

※授業料免除を併せて申請する場合は、「所得・課税証明書」等の必要書類を2部用意する必要はありません。

※所定の様式や「所得・課税証明書」、医師の「診断書」等、原本の提出を指定するもの以外は、コピーを提出してください。

#### 書類提出（郵送）について

○受付期間 令和6年10月3日(木)～令和6年10月10日(木)17時まで  
(土曜日、日曜日は受付を行いません。)

○受付時間 9:00～17:00

○受付場所（提出先）

山口大学 学生支援課 学生サービス係 授業料免除担当 宛

住 所：〒753-8511 山口県山口市吉田 1677-1

電話番号：083-933-5611

### (4) 申請結果の通知

12月～1月（予定）

### (5) 申請結果の通知方法

申請結果は、事前に提出いただいた返信用封筒により行います。申請の結果、半額免除または不許可となった方は、申請結果の通知で指定した期限までに、該当の入学料を

納付してください。

### 3 注意事項

- 入学料免除・徴収猶予の申請結果通知後であっても、申請内容が事実と異なることが判明した場合は、免除・徴収猶予の許可を取消すことがあります。
- 申請書類は家庭状況をよく確認し、10月1日現在（見込）の状況を申請者本人が記入し、準備してください。
- 申請理由・家庭状況が不明な申請、不足書類の多い申請は受けられません。
- 申請方法に変更が生じる場合があります。その場合はHPにてご案内いたします。